

漁具・漁労技術と漁民の移動性 —兵庫県南あわじ市沼島を中心にして—

磯本宏紀

はじめに

漁民は自然環境としての海流や潮流と直接かかわりながら、海を生業の場として利用してきた存在である。海を生業の場として利用するために、漁船と漁具を扱うことで自然環境にアクセスし、海中の動植物にアプローチして漁獲する。漁労技術や漁具は、漁民が自然環境や動植物に対峙するための手段である。

「鳴門の渦潮」やそれに連続する海的环境に対応してきた人びとの営みを知るため、漁労技術や漁具、そして選択した漁場を探ることは重要である。本稿では、それらの変遷と現状の一端を明らかにすることを目的とする。なお、主な対象地域は南あわじ市沼島地区とし、近代から現在までを扱った。

本稿の構成は、次のとおりである。「1. 淡路島及び沼島における漁業の現況」では、近年の統計情報にもとづき、主な漁業集落の漁業の現況と特徴を抽出する。「2. 沼島における漁法の複合性と変遷」では、『兵庫県漁業慣行録』及びアチック・ミュージアム水産史研究室⁽¹⁾による昭和初期の調査より概要と変遷を確認する。「3. 沼島の漁場と環境認知」では、沼島の漁具と風や潮の名称に代表される環境利用と認知について報告し、「4. 沼島漁民の漁場選択と移動性」では、漁民は必ずしも沿岸海域のみを利用してはいたわけではなく他地域に移動して漁を行っていたが、そのあり方について記述する。

1. 淡路島及び沼島における漁業の現況

淡路島及び沼島の漁業の現況と特徴を把握するため、『2018年漁業センサス』⁽²⁾にもとづき表1を作成した。淡路島、沼島のうち、漁業経営体数が50以上の比較的規模の大きい漁業集落のみを抽出した。

仮屋、一宮、淡路室津等の淡路島北部の漁業集落では「小型底びき網」「船びき網」「刺網」等の網漁を主体とする漁業者が多い。一方、由良、沼島、福良等淡路島南部等の漁業集落では、「ひき縄釣」「その他の釣」を主体とする漁業者が多い。素潜り潜水漁による「採貝・採藻」に特化するのが由良であり、「わかめ養殖」は丸山、「のり養殖」は一宮、淡路室津といった特定の地区のみで盛んな漁法もある。

後述するが、かつて沼島等でさかんに行われていた延縄漁⁽³⁾は全体として少なくなっている。本稿で焦点を当てる沼島では、「小型底びき網」「ひき縄釣」「その他釣」「その他刺網」が主な漁法となっている。

表1 淡路・沼島における漁業集落ごとの漁法と漁業の特徴

	岩屋	仮屋	塩田	一宮	淡路室津	由良	沼島	福良	丸山
漁業経営体数	93	55	56	117	77	196	81	71	50
動力漁船数	166	98	75	181	134	145	88	99	82
船外機付漁船数	0	34	0	75	44	42	25	10	35
海上作業従事者数	208	109	125	170	186	248	105	118	111
小型底びき網	30 (29)	53 (43)	28 (21)	79 (65)	55 (49)	44 (43)	29 (29)	0	3 (3)
船びき網	25 (22)	18 (3)	35 (24)	4 (4)	5 (5)	0	2 (2)	7 (7)	6 (3)
その他刺網	25 (23)	0	8 (2)	16 (11)	9 (8)	5 (5)	15 (12)	7 (7)	11 (2)
その他延縄	5 (4)	0	0	0	0	4 (3)	3 (0)	8 (6)	8 (3)
ひき縄釣	8 (3)	0	0	0	0	14 (5)	23 (3)	37 (31)	2 (2)
その他の釣	11 (8)	0	0	1 (1)	4 (1)	63 (48)	37 (33)	6 (4)	6 (3)
採貝・採藻	6 (0)	0	0	0	0	89 (87)	7 (0)	9 (6)	0
わかめ類養殖	0	3 (0)	12 (1)	0	0	2 (0)	0	3 (2)	26 (26)
のり類養殖	1 (1)	10 (9)	8 (8)	31 (31)	14 (14)	4 (4)	0	0	0

※数値は漁業経営体数を示し、括弧内は販売金額1位の漁業種類別経営体数である。

※漁業経営体数が比較的多い50以上の漁業集落を取り上げた。

2. 沼島における漁法の複合性と変遷

『兵庫県漁業慣行録』と沼島の漁業概要

明治期の漁業概要、漁業構成を把握するため、『兵庫県漁業慣行録』⁽⁴⁾から確認したい。これによると、「沼島」の「漁民」は912人、「漁船」270艘であり、表1で示した現在の「漁業経営体数」81、「動力漁船数」88、「船外機付き漁船数」25、「海上作業従事者数」105と比べても、規模が大きいことを確認できる。

また、漁法別、漁具別の分類によると「縄釣類(桶)」が1200であり、「手釣類(本)」が240で漁具としては数が多い。漁法別では、「鱧拵縄漁者」240、「鯛縄漁者」240、「鯛釣漁者」120、「鯧釣漁者」120、「雑魚手繰網漁者」200、「雑魚ウタセ網漁者」200が多いところである。このほか、「鰯地曳網」「鯧地曳網」「鯧ゴチ網」「海鰻八田網」「海鰻叩漁」「鰯イサリ漁」「鯧網」「鯛漕網」「鯛ゴチ網」「真章魚壺縄漁」「鯖地曳網」「鯖建網」「雑魚手繰網」「雑魚八田網」「鱈残魚釣」を確認でき、漁法も多様である。漁獲対象としては、「鰯」「鯧(ハマチか)」「鱧」「海鰻」「鰯」「鯧」「真章魚」「鯧(エソか)」「鯖」「鱈残魚(シラウオか)」等である。

漁期について表2から確認すると、「鱧」は初夏から秋、「鯛」は春が好漁期、「手繰網」「八田網」等による「雑喉」は夏場となる。

表2 『兵庫県漁業慣行録』による明治期の沼島の漁期

	鰯	烏賊	鱧	花魚	海鰻	鯧	鰯	鯧かます	鯛	章魚	鱧このしろ	鰯えい	鰻	鯖	雑喉
季節	6~8月	周年	5~12月	周年	1~3月	9~11月	9~11月	4・5月、10・11月	周年	5~9月	周年	周年	周年	4~6月	周年
良漁期		7~8月	5・6月	7・8月					3・4月		7・8月	7・8月	7・8月		7・8月

『漁村基本調査書』と季節ごとの漁業比較

漁獲魚名、漁法、漁場、漁獲等についてのより具体的な状況について、大正4年(1915)の漁村基本調査書により確認できる。なお、この資料は、昭和16年(1941)4月に淡路島・沼島の調査を行った民俗学者・宮本常一により筆写され報告されていて⁽⁵⁾、これを参考に、季節ごとに比較ができるよう表3~6を作成した。表3が3月、表4が6月、表5が9月、表6が12月の記載である。

表3 大正期沼島の3月の漁獲・漁法・漁場

魚名	漁法	漁場	漁獲		従業		備考
			漁獲量(貫)	漁獲高(円)	船	人	
タイ	延縄	沼島・土佐・紀州沖	1000	2500	20	80	
					他出30	12	他村五智網入漁期
	五智網	沼島南沖	2240	5700	65	260	
					他ヨリ135	405	淡路西浦・阿那賀より
	鯛網	潮崎沖・沼島	120	300	1統	60	
	縛網		140	350	1統	70	
エビ	建網	灘・沼島	125	150	10	30	
コダイ			90	130	8	24	
エン			210	320	130	260	
ナマコ			2100	1700			
ワカメ	イサリ		750	90	7	14	
フノリ	引掛取	沼島	150	75	15	30	ワカメ口開け3月25日
カレイ	搔取		2745	305			
コチ(鯛)	打瀬		95	150	20	80	
			80	110			

出典：大正4年(1915)『漁村基本調査書』

表4 大正期沼島の6月の漁獲・漁法・漁場

魚名	漁法	漁場	漁獲		従業		備考
			漁獲量(貫)	漁獲高(円)	船	人	
タイ	五智網	阿万・沼島	440	1100	25	100	
ハモ	延縄	沼島・阿波沖	4500	5500	75	300	
アナゴ		沼島	150	90	5	10	
コアジ	八田網	沼島	1100	550	20	60	
ハマチ	追建網	灘・沼島	700	490	10	40	
エビ	建網		140	170	10	30	
メバル			180	150	15	45	
タコ	蛸壺		阿万・灘	1100	450	15	45
エン	サゲツリ	灘・沼島	1870	1080	80	160	
コダイ			220	330			
ベラ			675	270	40	80	
シタ			建網	520	370	15	45
雑魚	イサリ		150	125	7	14	

出典：大正4年(1915)『漁村基本調査書』

表5 大正期沼島の9月の漁獲・漁法・漁場

魚名	漁法	漁場	漁獲		従業		備考
			漁獲量(貫)	漁獲高(円)	船	人	
タイ	五智網	阿万・沼島	400	1100	25	100	
ハモ	延縄	沼島	3000	3300	60	240	
コアジ	八田網	灘・沼島	310	220	14	42	
タコ	蛸壺	阿万・灘	800	320	15	45	
鯿(コダイ(チダイ)かスゴダイ)	船曳網	灘・沼島		180	10	30	
グシ	延縄	伊島北沖	54	180	5	20	
メバル	建網	灘・沼島	110	90	15	45	
タチウオ	サゲツリ		2200	1100	80	160	
エソ			1350	950			
イカ			560	340			
雑魚			イサリ	135			108

出典：大正4年(1915)『漁村基本調査書』

表6 大正期沼島の12月の漁獲・漁法・漁場

魚名	漁法	漁場	漁獲		従業		備考
			漁獲量(貫)	漁獲高(円)	船	人	
タイ	五智網	阿万・沼島	380	950	15	60	
	延縄	阿波・土佐・沼島沖	960	2400	25	100	
						他出15	60
グシ		伊島沖	106	350	5	20	
カマス	五智網	沼島	550	390	16	60	
ハマチ	追建網	灘・沼島	900	630	25	100	
カツオ	船曳網		900	450	20	80	
カレイ		沼島	175	280	25	100	
コチ	打瀬網		160	220			
雑魚			190	190			
メバル	建網	灘・沼島	125	100	15	45	
イカ	サゲツリ		156	740	120	240	
エソ			1370	960			
エビ			建網	160			200

出典：大正4年(1915)『漁村基本調査書』

表3の3月には、沼島・土佐・紀州沖での「延縄」、沼島南沖での「五智網」によるタイ漁がさかんに行われ、魚価も高く、1貫あたり約2.5円である。一方、「延縄」による「他出」が30隻、「五智網」で沼島南沖に入ってくる船が135隻等、「他出」「他入」の動きが顕著である。この他、「サゲツリ」によるエソ漁、「イサリ」によるナマコ漁、搔取によるフノリ漁がさかんに行われる。ワカメ口開けが3月25日とされるが、これは「引掛取」によるものである。

表4の6月には、沼島・阿波沖での「延縄」によるハモの漁期となる。「五智網」によるタイほどの値段はつかないが、1貫あたり約1.2円で、この時期に多い「八田網」によるコアジ、「蛸壺」によるタコ、「サゲツリ」によるエソに比べ高値である。

その他漁獲量が多い漁種として、ハマチ、ベラ、シタビラメ等の漁がある。この時期、3月に確認された「他出」「他入」は確認できない。

表5の9月には、沼島での「延縄」によるハモ漁、阿万・沼島での「五智網」によるタイ漁、灘・沼島での「サゲツリ」によるエソ漁が続くが、6月ほどの漁獲はない。また、灘・

沼島での「サゲツリ」によるタチウオの漁獲が増えている。相対的な漁獲量は多くないがタコ漁、コアジ漁、イカ漁等の漁獲が比較的多い。

表6の12月には、阿波・土佐・沼島沖での「延縄」によるタイ、灘・沼島での「サゲツリ」によるエソ漁が中心である。また、灘・沼島での「追建網」によるハマチ、「船曳網」によるカツオといった回遊魚の漁獲量が増えている。なお、全体として漁獲量が少ない時期にあたり、表3の3月同様、「延縄」による「他出」が多く、15隻、60人と記録されている。

以上を整理すると、春の「延縄」によるタイ、通年の「五智網」によるタイ、「サゲツリ」によるエソ、夏・秋の「延縄」によるハモが年間を通じてとくに漁獲量が多く、魚価が高い中心的な漁獲物と言える。季節に特化する漁獲としては、3月のワカメ、フノリがある。ワカメは生産量も多い。フノリは漁獲高としては比較的低いものの、2745貫という漁獲量がある。また、冬12月と春3月には「延縄」による漁民の「他出」を確認できる。これについては、4章で改めて述べる。

3. 沼島の漁場と環境認知

沼島の専用漁業漁場図と漁場

沼島では、紀伊水道の比較的広いエリアを専用漁場としてきた。淡路島の南、阿波の東、紀伊の西に位置する。漁法、漁種ごとに隣接地域との取り決めにもとづいて専用漁場、入会漁場等が定められてきた。その中で基本となるのが専用漁場で、各種漁法による漁が行われてきた。

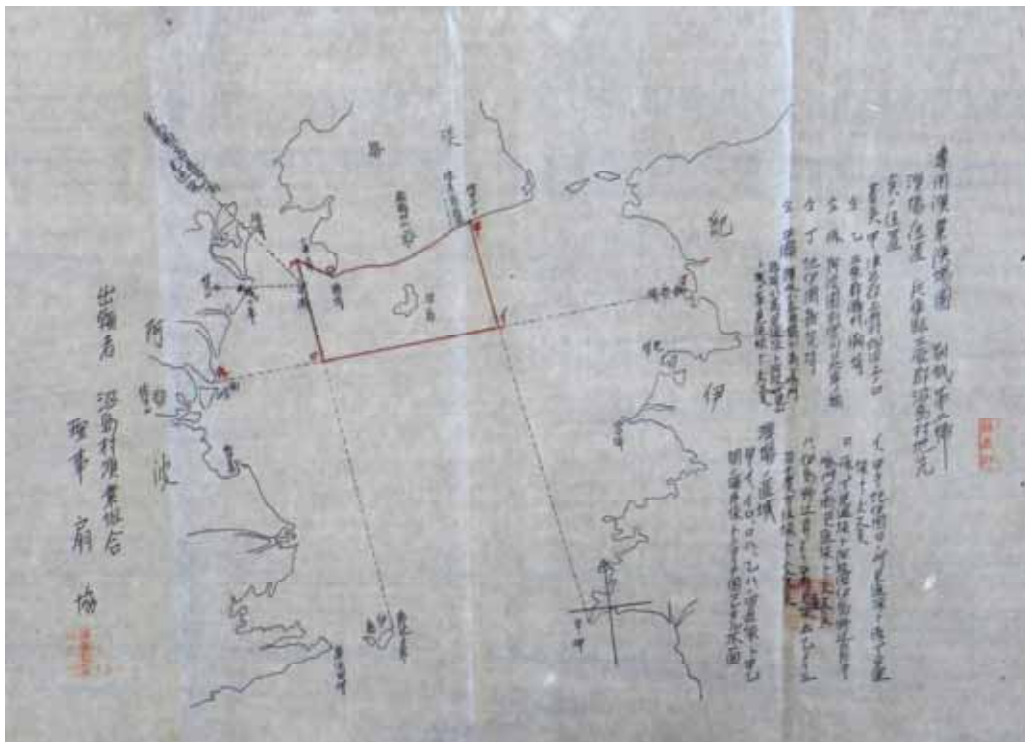


図1 明治期沼島の専用漁業漁場図（沼島漁業協同組合所蔵）

図1は、沼島漁業協同組合所蔵の「専用漁業漁場図」のうちの一つで、昭和5年(1930)頃、沼島村漁業組合から農林大臣に対して出願した漁場図の控えと考えられる。この図に、実際の漁具、漁法、漁獲対象、漁期等の一覧が添付される。

漁場はヤマアテ⁽⁶⁾によって定められるのが通例である。図1によると、北は淡路島の南岸、南は紀伊雑賀崎(現和歌山市)から阿波別宮川河口(現吉野川河口)、東は津名郡上灘村畑田上ノ口から紀伊日ノ岬を結ぶライン、西は讃岐小豆島橘小島と鳴門孫崎小島を見通す線と阿波妙見山と城ヶ峰を見通す線との交叉点から伊島野辺の鼻を結ぶラインとなる。図1の実線で囲まれた範囲が専用漁業漁場にあたる。

ただ、実際の漁場は入会漁場や入漁料を払っての出稼ぎ漁等、さらに広域に展開していた。前掲表3~6でも他地域の漁場で漁をする「他出」、専業漁業漁場の外縁海域である「伊島沖」「伊島北」での漁を確認できる。

延縄漁具と環境対応

漁具は海底の環境と漁獲対象の特性にあわせて製作される。先述のとおり、沼島はとくに延縄漁に特化していた地域である。沼島漁業協同組合所蔵史料⁽⁷⁾によると、少なくとも8種類の魚種に対応した延縄漁具が存在していたことを確認できる。



図2-1 縄ヲ拼エル図(沼島漁業協同組合所蔵)

図2-1は沼島の「グシ」⁽⁸⁾漁の船上での様子を描いたもの、図2-2はその漁具の構造を描いたものである。

図2-1は3人が描かれていて、艫に櫓の押し手が、舳に漁具を扱う船頭が乗る。漁船は鱧延縄等と同じ船を使うとされる。

図2-2は、海中に底延縄漁具を入れ、漁を行っている様子を描いたものである。延縄全体の長さにあたる幹縄(ムネ)の長さは370尋、それに取り付ける釣り元にあたる枝縄(ヤマ)の長さは2尋、枝縄数は60、枝縄間の間隔は5尋とされる。幹縄、枝縄ともに綿糸製である。これを一式として桶に入れるが、その数は20桶分を1回の漁で使う。延縄の餌は「鳥賊」「蟹」とされる。

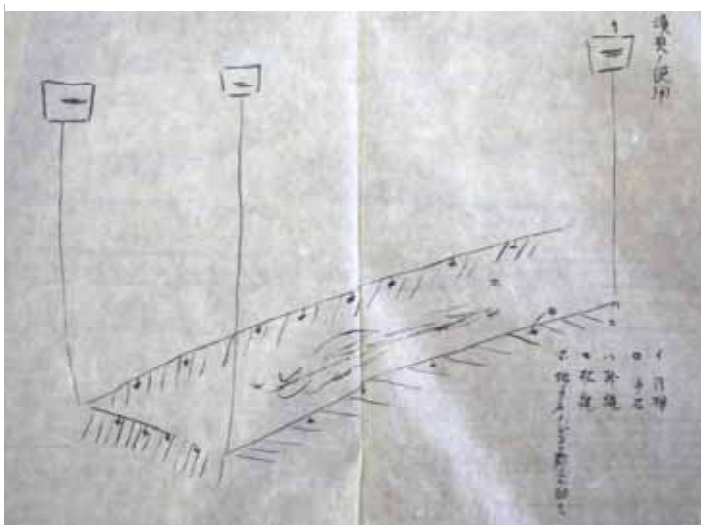


図2-2 グシ延縄漁具図(沼島漁業協同組合所蔵)

この延縄具を使うのは、水深35尋から60尋と比較的深い海底近くで使われ、その底質は泥地、さらにその泥地のことを地方名で

「ノドコ」と呼ぶことが記される。「グシ」漁場となる海域が沼島から7、8里から10里沖合だとされる。

漁具の使用にあたり、海底環境の把握が重要である。見えない海底の漁場の位置を、その海面から見える複数の山の見え方によるヤマアテで特定する。漁獲する「グシ」の生態として海底の泥地（ノドコ）に多くいることを知り、餌とする「鳥賊」「蟹」を好むことも知識として必要である。海面の「浮樽」と海底の「手石」で漁具を上下に引くことで安定させるが、潮流に流されないよう適度なバランス関係をつくる必要がある。

ここであげたのは、多数ある漁具のうちの延縄漁具の、さらにその一例ではある。多種の漁具の存在は、海の環境や生きものへの対応手段の多様性を示している。

沼島の漁場と環境認知・民俗知識

沼島近海での風、天候、潮について、聞き取り調査及び文献⁽⁹⁾から確認できた。淡路島南岸に位置する紀伊水道の離島としての環境、漁村としての海の利用にもとづく環境認知と民俗知識である。調査資料として記述する。

〔風の名称〕

イナサ：南東の風。盆頃から10月頃まで吹く風で一番悪い風とされ、時化になる。

ワイタ：イナサが吹いて時化の風になった後、天気が回復する前に吹く北東の強い風。

マゼ：南の風。4月から先によく吹く。

チョウソカベカゼ：長く吹くマゼ。

シラ：南西の風。11～12月に吹くことが多く、吹いていても荒れることは少ない。

アナゼ：北西の風。冬から春にかけて吹くことが多い。

キタゴチ：秋から冬にかけて吹く風。

タツミカゼ：台風の時の南東の風で、大嵐の時の風。

〔潮の名称〕

ニツ：満ち潮

ニツバナ：潮の満ち始め

ヒシオ：引き潮

4. 沼島延縄漁民の漁場選択と移動性

沼島延縄漁民のヨソ行き

2章では沼島漁民の「他出」を確認したが、他地域に一時的に滞在し、そこで漁をすることを「ヨソ行き」、延縄漁で出漁する舟を「ナフネ」と呼んだ。ヨソ行きは、昭和30年代まで続けられた生業暦のひとつだった。

ヨソ行きの時期は、冬から春頃が中心、行き先は和歌山県、徳島県、三重県、長崎県等で、数か月間滞在しながら、近海で漁をした。ハモナワ、タチウオナワ、タイナワ、クエナワ、シイラナワだと和歌山県の串本、大島、すさみ、椿、三重県の尾鷲、大王崎へ、ハモナワ、タチウオナワだと徳島県の由岐、椿泊、高知県の甲浦へ行った。昭和20年代まではタイナワで長崎県の五島列島まで出漁する人もいた。

延縄で使うエサは、香川県引田、兵庫県神戸市、和歌山県椿等出漁先の近くで調達できた。釣った魚は現地で水揚げした。

五島行き・対州行きの場合、母船（三社丸）があつて、それに「リョウセン（漁船）」5、6 隻が着いて行った。サバを釣り、塩鯖にして売っていた。盆に行つて、正月に帰つて来ていた⁽¹⁰⁾。

土佐紀州行きの場合、土佐、紀州へは1 か月から3 か月くらい行つていた。向こうに宿（世話になる家）を決めていて、そこから出漁する。米などは行つた先で買う。入漁料は払わず、宿の礼だけをするし、漁獲物の販売は宿の家が世話をしてくれる⁽¹¹⁾。

『兵庫県漁業慣行録』に見る入漁・来漁

明治期の他地域から沼島への入漁について、前掲の『兵庫県漁業慣行録』⁽¹²⁾に記述がある。

鱧漁場ハ阿波國地網代ニ迄至リ紀州ノ方へ其海岸ヨリ四里ヲ隔タル所迄トス旧藩時代ニハ他ヨリ来漁セザリシカ維新后諸國ヨリ入漁スルモノ年々増加シ近年数十艘ノ多キニ至レリ

沼島の「鱧漁場」は阿波国地網代までと、紀州の方は海岸から4里のところまでで、他からの「来漁」はなかったが、明治期に入ってから年々増えてきたとする。

明治期の漁民の入会状況

表7 明治19（1886）の沼島への他所からの入漁

浦名	漁場・漁法等	出身地	漁船数	総数	備考
沼島浦	鱧漁場	備前地方	20	150	1艘4人乗 明治7、8年まで沼島浦だけで100艘許りあったが、明治8、9年より沼島浦が減少、他地方が増加
		和泉地方	30		
		兵庫地方	30		
		津名郡由良地方	30		
		本浦（沼島）	50		
沼島浦	手繰ウタセ網漁場	備前地方	100	420	1艘4人乗
		和泉地方	200		
		津名郡由良地方	30		
		同郡仮屋浦	30		
		本浦（沼島）	60		
宇野村・吉野村・下灘村・灘崎村	釣船漁場	沼島浦	40	113	1艘2人又は3人乗 明治7、8年頃までは70艘許りだったが、14、5年より漸次増加
		宇野村	4		
		下灘村	28		
		灘崎村	29		
福良浦	蝦地曳網漁場	沼島浦	12	48	1艘2人乗
		本浦（福良浦）	36		
津井村	釣船漁場	阿波国板野郡堂ノ浦地方	10	37	1艘2人乗 明治10年頃までは20艘許りだったが、明治15、6年より他地方の船が増加
		湊村地方ノ漁船	20		
		本村漁船	7		

出典：『沼島 沼島地区民俗資料緊急調査報告書』

明治期の他所からの入漁について、表7にまとめた。

沼島浦の「鱧漁場」には、備前から20隻、和泉から30隻、兵庫から30隻、淡路島の由良から30隻と、沼島の50隻が入って漁をしている。明治7、8年までは沼島だけで1艘4人乗りの延縄船が100隻あったが、減ったことになる。同じ沼島浦の「手繰ウタセ網漁場」には、備前から100隻、和泉から200隻、淡路島の由良から30隻、仮屋から30隻で、沼島

は60隻である。明治19年(1886)時点では沼島の舟よりも他地方から来ている舟の方が多い状況である。

一方、宇野村・吉野村・下灘村・灘崎村の「釣船漁場」には沼島浦が40隻でもっとも多く宇野村・下灘村・灘先村を上回っている。福良浦での「鰕地曳網漁場」にも沼島浦に12隻が入っている。津井村の「釣船漁場」には阿波堂ノ浦、湊村の漁船が入っている。

なお、釣船は1隻2人乗り、鰕地曳網1隻2人乗りである。

他所への入漁

沼島漁業協同組合所蔵文書のなかには、「入漁ノ権利義務ニ関スル登録申請書」がある。他所の専用漁場に入漁する際、毎年沼島村漁業組合長名で農商務大臣に対して申請を行ったものである。これに「漁場ノ位置区域」「漁具ノ種類又ハ漁業ノ方法」「入漁者ノ義務」等の内容を書き、和歌山県、徳島県の地区ごとへの入漁を申請しているのである。

明治37年(1904)時の一例をあげると、和田島浦漁業組合(現徳島県小松島市)での専用漁業免許申請の内容として、「延縄 タヒ、ハモ、シビ、エイ、フカ、サバ、ホウボフ、クズナ、其他赤物」と「餌釣 アジ、コサバ、イワシ等」の権利を求めている。この「入漁者ノ義務」として、「壱艘ニ付壱ヶ年金参拾銭ノ入漁料ヲ納ム」とある。

この史料からは、実態として、何艘の沼島の漁船がいつからいつまで入漁し、どれほどの漁獲をあげていたのかは確認できないが、入漁料を払えば他所の専用漁場で一定の漁法、漁獲は認められる制度の存在を把握できる。また、他所への入漁が慣例化していたことを確認できる。対象の浦ごとに入漁料、漁法、漁期が異なる場合もあるが、概ね同水準の入漁料により認められていた。

こうしたやり取りは、昭和後期まで続いていたことを聞き取り調査により確認した。昭和30年代以降、船曳網漁によるシラス漁がさかんに行われるようになった徳島県小松島市和田島漁協と、同じ海域に延縄漁で出漁する沼島漁協は、年に一度和田島地区に集まり顔を合わすのが恒例となっていて、諸々の調整を行うと同時に、宴を催し漁業者同士が交流をしていたのだという。

なお、延縄漁、釣漁以外の網漁による入漁も認められていた。図3は大正12年(1923)12月発行の漁業鑑札である。徳島県側の共同漁場に3月1日から12月31日の間入漁が認められ、「五智網漁業」による「鯛、鰹、鯰、鱸」の漁を5箇年の間承認するものである。



図3 漁業鑑札(個人蔵)

おわりに

本稿では、漁具・漁労技術と漁民の移動性を論じるために、南あわじ市沼島を対象として主に近代から現在までの漁業の概要と変遷について記述し、とくにその特徴と言える延縄漁の漁法と漁具、環境対応、環境認識の一例を紹介した。また、その延縄漁や漁場管理にもとづく移動性についても紹介した。他地域への「入漁」が継続的に行われてきたこと、そし

てその根拠となった漁法と漁場と人的交流についても触れた。いわば、漁民が海の環境にアプローチする手段の一端について触れてきた。

本稿執筆は沼島での聞き取り調査、および沼島漁業協同組合の所蔵によるところが大きい。本稿ではこれらの史料を部分的に使用したのみであるが、これらの史料の目録化、撮影等、基礎的な整理作業を今後進める必要である。本稿がそのための布石となればと考える。

- (1) 早い時期から組織的に水産史研究を進めた、渋沢敬三が主宰するアチック・ミュージアムの水産史研究室から、1941年4月に民俗学者宮本常一が派遣され、沼島・淡路島で主に魚名、漁業、漁民信仰等の調査を行っている。その際の調査ノートが周防大島文化交流センターによる翻刻され、刊行されている。
- (2) 農林水産省（2020）。
- (3) 表1では「その他延縄」がこれに該当する。
- (4) 兵庫県水産試験場編（1889）
- (5) 宮本（2011）
- (6) 海上から2点以上の動かない山や建造物等の見え方により自身の位置を特定する方法で、とくに沿岸の漁場を特定するために漁民によって用いられる。
- (7) 当該史料の記述からはその作図と記述の意図はわからないが、漁具漁法に関する広域調査に対応、報告するために各地区で作成されたものの一部と考えられる。
- (8) 渋沢敬三（1973 [1942]）によると、「グシ」は「和歌浦」「塩屋」等における「シロアマダイ」の地方名とされる。ただし、シロアマダイ、キアマダイとの区分が明確でないともされる。
- (9) 宮本（2011）、兵庫県教育委員会文化財課（1971）
- (10) 宮本（2011）
- (11) 宮本（2011）
- (12) 兵庫県水産試験場（1936）

参考文献

- 佐藤智敬 2019 「宮本常一による昭和10年代の民俗調査の足跡」、神奈川大学国際常民文化研究機構編『国際常民叢書13 戦前の渋沢水産史研究室の活動に関する調査研究』 神奈川大学国際常民文化研究機構
- 渋沢敬三 1973 [1942] 「日本魚名集覧」、日本常民文化研究所編『日本常民生活叢書』3巻 三一書房
- 農林水産省 2020 『2018年漁業センサス報告書』
<https://www.maff.go.jp/j/tokei/census/fc/2018/200313.html>
- 日本常民文化研究所編 1957 『日本水産史』 角川書店
- 日本漁具新聞社編 1937 『第三版全国漁具商工名鑑』 日本漁具新聞社
- 沼島壮年会編 1970 『沼島物語』 沼島壮年会
- 兵庫県教育委員会文化課編 1971 『沼島 沼島地区民俗資料緊急調査報告書』 兵庫県教育委員会
- 兵庫県水産試験場編 1936 [1889] 『兵庫県漁業慣行録』下巻 兵庫県水産試験場
- 三原郡史編纂委員会編 1979 『三原郡史』 三原郡町村会事務所
- 宮本常一 2011 『宮本常一 農漁村探訪録Ⅶ 淡路沼島調査ノート』 周防大島文化交流センター